

○国立妙高青少年自然の家利用細則

〔平成18年4月1日
規程第8号〕

平成20年3月3日 一部改正
平成21年4月1日 一部改正
令和4年9月30日 一部改正
令和5年7月24日 一部改正

国立妙高青少年自然の家利用細則

(趣旨)

第1条 国立妙高青少年自然の家（以下「自然の家」という。）における利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-1号。以下「利用規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用団体の区分)

第2条 自然の家の利用申込手続における利用団体の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 義務教育諸学校（中等教育学校前期課程を含む。）の団体
- 二 構成員が義務教育諸学校の児童・生徒である社会教育関係団体並びに地方自治体及び教育委員会等の団体
- 三 中等教育学校後期課程，高等学校，高等専門学校，大学及びその他の学校並びに幼稚園及び保育園の団体
- 四 構成員が高等学校以上の生徒・学生である社会教育関係団体並びに地方自治体及び教育委員会等の団体
- 五 青少年団体の指導者によって構成される団体
- 六 高校生，大学生等の学生で構成されたサークル，グループ
- 七 生涯学習サークル等の団体
- 八 官公庁，企業等の職員研修を目的とする団体
- 九 青少年を含む複数の家族で構成されたグループ
- 十 青少年を含む単一の家族
- 十一 その他所長が適当と認める団体

(利用の申込み)

第3条 自然の家を利用しようとする者は、次の表に定める受付期間内に所定の方法により申し込むものとする。ただし、所長が特に認めた場合はこの限りでない。

団体区分	受付期間
------	------

前条第1号～第6号に該当する団体（以下「学校・青少年団体」という。）	利用日（利用を希望する期間の初日をいう。以下同じ。）の属する年度の前年度（以下「利用前年度」という。）の4月1日から原則として利用日の1か月前まで。ただし、宿泊棟（キャンプ場にあつてはテントをいう。以下同じ。）に空室が生じている場合には、利用日の2週間前まで。
前条第7号～第11号に該当する団体	利用日の属する月の6か月前の月の初日から原則として利用日の1か月前まで。ただし、宿泊棟に空室が生じている場合には、利用日の2週間前まで。

- 2 日帰り利用の申込みは、利用日の属する月の6か月前の月の初日から原則として利用日の1か月前まで受付を行うものとする。ただし、所長が特に認めた場合はこの限りでない。
（利用希望の調整）

第4条 学校・青少年団体の利用の申込みは、利用前年度の4月1日から8月31日までの間（以下「利用調整期間」という。）にあつては、利用希望書の提出により受付を行うものとし、自然の家は、利用調整期間中に提出された利用希望書に基づき、各団体の利用希望の調整を行うものとする。

- 2 前項に規定する利用希望の調整において、利用希望日の重複が生じた場合は、次の各号の団体の順を優先して、調整を行うものとする。

- 一 義務教育諸学校の児童・生徒の団体
- 二 高等学校、高等専門学校、大学その他の学校の生徒・学生の団体、幼稚園及び保育園の幼児の団体並びに青年で構成される団体
- 三 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者の団体等
- 四 前3号の団体に準ずるものとして所長が特に認めた団体

- 3 第3条に規定する利用の申込みは、利用調整期間終了後は、先着順で受け付けるものとする。

（利用期日の通知等）

第5条 自然の家は、第4条に定める利用希望の調整により団体の受入れを仮決定したとき、及び第3条に定める利用申込みの受付をしたときは、当該団体に利用期日等を速やかに通知するものとする。

（申込書類の提出）

第6条 利用団体は、利用日の1か月前までに以下の申込書類を所長に提出するものとする。利用申込み時点で利用日が1か月を切っている場合は、直ちに申込書類を提出するものとする。

- 一 利用申込書
- 二 活動計画表
- 三 食数・教材・シーツ等申込書
- 四 物品利用希望書
- 五 利用者名簿
- 六 請求書・領収書宛名依頼票

2 前項の規定にかかわらず、前項第5号、第6号の申込書類は、利用日当日までの提出でよいものとする。

(利用の承諾の通知)

第7条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、国立妙高青少年自然の家利用申込審査要領に基づき、当該団体の利用目的及び自然の家の野外活動、自然体験等の教育的な活動プログラム又は集団活動を取り入れた活動計画を確認の上、利用申込みの審査を行い、団体登録の可否を判断するものとする。所長は、可としたものについて、申込みのあった活動内容を検討し、必要に応じて研修計画に関する指導及び助言を行うとともに、施設設備の状況等を確認して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(禁止事項)

第8条 自然の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動

(利用承諾の取消)

第9条 所長は、自然の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の承諾を取り消すことができる。

- 一 前条各号及び第15条に違反し又は違反するおそれがある場合
- 二 その他所長が特に必要と認めた場合

(利用申込みの受付制限)

第10条 所長は、第9条による利用を否とする決定及び前条による利用承諾の取消が行われた利用団体（個人で自然の家を利用する者を含む。）について、取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると認めた場合は、期間を定めて利用申込みの受付を制限することができる。

(事前打合せ)

第11条 利用団体は、必要に応じ、利用に当たっての活動内容及び施設・設備の利用について、自然の家職員と事前に打合せを行うものとする。

(利用日程、利用人数の変更等)

第12条 利用団体は、利用日程を変更し、又は利用を中止しようとするときは、利用日の2週間前までに、自然の家に申し出るものとする。ただし、風水害等の災害を理由とする場合には、この限りでない。

2 利用団体は、利用人数を変更しようとするときは、利用日の3日前の17時までに自然の家に申し出るものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第13条 利用団体は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(破損亡失の弁償責任)

第14条 利用団体は、故意又は重大な過失により自然の家の施設、設備、備品を破損

又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第 15 条 利用団体は、自然の家の諸規則を守り、良好な施設、設備の維持及び自然環境の保全に努めるものとする。また、他の利用団体等の活動や生活に支障を生じさせる行為を行ってはならない。

(中止命令等)

第 16 条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用団体に活動の中止を命じ、状況によっては退所を命ずることができる。

- 一 自然の家の諸規則に違反したとき。
- 二 他の利用団体の活動や生活に支障を生じさせたとき又は生じさせるおそれがあるとき。
- 三 施設、設備又は環境を損なったとき。
- 四 自然の家職員の指示に従わないとき。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

名称を「国立妙高青少年自然の家利用団体受入規程」から「国立妙高青少年自然の家利用細則」に改め、この細則を令和 5 年 7 月 24 日から施行する。「国立妙高青少年自然の家利用団体受入細則」は令和 5 年 7 月 24 日付けで廃止する。